第15号議案

平成29年度京都府工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

37事業所

(2) 年間総給水量

10,847,800立方メートル

(3) 一日平均給水量

29,720立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第 1 款
 工業用水道事業収益
 285, 164千円

 第 1 項
 営業収益
 234, 388千円

 第 2 項
 営業外収益
 50, 776千円

 支出
 出

第 1 款 工業用水道事業費用 304,053千円

第 1 項 営 業 費 用 300,109千円

第 2 項 営 業 外 費 用 3,443千円

第 3 項 特 別 損 失 1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額387,737千円は、当年度分消費税資本的収支調整額5,422千円、過年度分損益勘定留保資金343,028千円及び当年度損益勘定留保資金39,287千円で補塡するものとする。)。

収 入 第 1 款 資 本 的 収 67,001千円 業 第 1 項 企 67,000千円 固定資産売却代金 第 2 項 1千円 支 出 第 1 款 本 的 支 454,738千円 資 出 改 73,200千円 第 1 項 設 良 第 2 項 企業債償還 11,038千円 第 3 項 他会計貸付 370,000千円 500千円 第 4 項 予 備 費

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため。

限 度 額 67,000千円

起 債 の 方 法 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)

利 率 年10.0%以内

償還の方法 (1) 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。

- (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
- (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

47, 162千円

平成29年2月15日提出

京都府知事 山 田 啓 二